

(財) 建築技術教育普及センター平成 30 年度調査・研究助成 調査・研究報告書 概要

■調査・研究の名称: イギリスの建築・まちづくり分野に携わる建築技術者の実務研修等を支えるシステムに関する研究

■実施者: 筑波大学システム情報系社会工学域教授 有田智一

■調査・研究の背景・目的等

本研究では、イギリスの建築・まちづくり分野に携わる建築技術者の実務研修等を支えるシステムに関する調査研究を実施する。具体的には、イギリスの建築・都市デザイン分野に係る職能団体による、1) 実務経験審査手続き、2) 継続職能開発 (CPD) の仕組み、及び3) 専門家倫理と社会からの専門家に対する信任の課題、の3点について調査を実施し、今後の日本への示唆についての考察を行うことを目的とする。本調査で対象とした専門機関は以下の3つである。

- ・ Royal Institute of British Architects(RIBA) : 王立公認建築家協会
- ・ Royal Town Planning Institute(RTPD):王立公認都市計画協会
- ・ Royal Institution of Chartered Surveyors(RICS) : 王立公認鑑定士協会

■インタビュー調査実施状況

◆RIBA

Professor David Gloster(Director of Architecture, Director of Education, RIBA) 及び Sophie Bailey(Validation Manager, RIBA) (2019年3月26日: RIBA ロンドン事務所)

◆RTPI

Professor Gavin Parker (Former Director of Professional Standards, RTPI)
(2018年11月26日: 来日時に日本でインタビュー実施)

Mr. Andrew Close(Head of Education and Careers, RTPI) (2019年3月23日)

◆RICS

Tony Mulhall (Director, RICS Professional Groups and Forums) (2019年3月25日: RICS 本部)

■調査内容

●実務経験審査手続き: 大学等の所定のカリキュラムを卒業した後の、実務経験の質の審査手続きについて調査した。まず各団体での資格審査手続きの全体像について確認し、特に下記の仕組みを対象として運用実態を調査した。

- ・ RIBA : Professional Experience and Development Record(PEDR)
- ・ RTPI : Assessment of Professional Competence(APC)
- ・ RICS : Assessment of Professional Competence(APC)

●継続職能開発 (CPD) の仕組み

●専門家行動倫理規定

■調査・研究の結果の概要

●コアコンピテンシーの考え方と資格審査体系の中での位置づけ: ARB(Architects Registration Board)及びRIBAによる建築家の資格審査の体系においては、建築家に要求されるコアコンピテンシー、能力、スキル等の定義や思想が明確化されており、大学で提供されるカリキュラムでカバーすべき内容、実務研修でカバーされるべき内容、資格取得後のCPDの趣旨やコンセプト・具体的な内容の体系に至るまで、一貫性が意識されていることが窺われる。

●実務研修段階の現場経験の設定について: RIBAのPEDRにおいては、建築家として具体的なプロジェクトを最初から最後まで完遂させる経験を蓄積することが重要視されており、このために実務研修の現場が大規模事務所における大規模プロジェクトとなった場合に、むしろこれがデメリットとみなされる可能性がある。つまり、大規模事務所の大規模プロジェクトにおいて、担当内容が全体像の一部のみとなることや、経験が浅いために責任の大きい内容を任せられずに傍観的立場のみで関与しただけの経験とみなされる懸念がある。小規模事務所の適度な規模のプロジェクトについて、責任ある立場を与えられて限られた期間内で一通りの内容を経験することがPEDRとしては一定の評価を得やすい可能性がある。

一方で、RTPIやRICSの場合には状況が異なる。特にRICSの場合には、専門分野が多岐にわたる中で、一通りの幅広い知識と実務経験のパッケージを体験するためには、むしろ組織的な大規模事務所に就職した方が、当該事務所の組織内部で幅広い実務ラインアップを有しており、事務所側も組織的に組織内研修プログラムを開発して、効果的な研修を社員に対して実施しており、RICSの側もその場合に研修内容を評価しやすい面がある。むしろ小規模事務所や、特定分野に特化した事業所(例えば建売住宅のビルダー)に就職している場合には、社内のリソースで研修しうる内容の分野の幅が限定されてしまうために、社内で準備されている研修リソースのみではRICSがもつめるAPCの内容水準をカバーしきれず、自主的に様々な実務研修を社外で別途実施する必要性が生じるという。

●大学教育や実務研修段階の内容や検証手続きと、CPDの内容との性格付けの相違: ARB—RIBAによって認証された大学教育のプログラムの教育目標は、その卒業生が習得すべき能力が定義される形式となっており、つまりはアウトカムの目標となっている。これはRTPIの初期教育政策において定義されているRTPI認証のプランニングスクールの確保すべき教育目標においても同様の形式である。つまり、大学教育のカリキュラム認証の方針として、カリキュラムの内容の詳細な仕様あるいはインプットの具体的な内容そのものを事前明示的には規定せず、大学によって自由な構成が許容されているとみなされる。そのため、認証手続きに際して膨大な労力と時間が費やされている。ここでは、建築家であれ、プランナーであれ、個別の知識セットの習得そのものや事前に明示しうる標準的ケースへの適用能力のみが重要というよりも、それらを

具体的な場面において具体的設計目標・政策目的をふまえてどのように運用するかという統合的能力をどのように養成するのか、という点が重要視されているとみなされる。

これにもなって、認証された大学カリキュラム修了後の実務研修においても、同じ趣旨で具体的な実務経験を通じて最終的にどのような能力を習得することにつながったかという内容を客観的に検証するための記録保存やメンター等による第三者からの確認等の方法がとられている。

一方で、CPDの制度設計思想はRIBAではPEDRの考え方とは相違がみられた。RIBAのCPDについては、コアカリキュラムが体系化され、建築家として最新状況の知識を習得すべき具体的内容を例示するリストが詳細に作成されている。建築家の実務上不可欠となる知識セットの内容にフォーカスした内容となっている。またRIBAが自らコアカリキュラム主要10分野の内容を定義するとともに、その内容を基本的にカバーしうる基本的なCPDプログラムについてもRIBAが全国各地で自ら開催し履修することを基本的に推奨しており、RIBA主導でおぜん立てされた共通のコンテンツが提供されているとみなされる。これは大学教育の質の定義やPEDRの内容について習得すべき能力の大まかなコンセプトだけを提示する方法とは著しくコントラストをなしている。一方でRTPIについては、実務研修段階におけるAPCと、その後のCPD段階において明確な制度設計の趣旨の差異はなく、殆ど同一の制度形式を有している。つまりAPCの段階においてもCPDの段階においてもProfessional Development Planを1年ごとに作成し、プランナーとしての自らの現状分析、SWOT分析による自らの能力の長短の分析、当面の専門家としての自己啓発の目標設定等を記載することが求められており、その内容に従って実際にどのようなCPD研修を実施したか、またそれからどのような省察(reflection)を行ったか、というプロセスを遂行することを文書で記録することが義務付けられている。つまりCPD段階においても専門的な能力開発の目標設定やその具体的内容は各個人の裁量に委ねられている。

●実務研修等において適用されている中心的概念である「省察：reflection」について：RIBAのPEDRでもRTPIのAPCでも一貫して「省察：reflection」が重要な概念として適用されていた。この思想的背景としてドナルド・ショーン理論がある。ドナルド・ショーン(Donald Schön, 1930-1997年)は、アメリカ合衆国の哲学者で、元マサチューセッツ工科大学都市計画科教授である。反省的実践の概念を提唱し、組織学習理論に貢献した研究者として知られる。ショーンの業績は多方面にわたるが、ここでは彼が提唱した”The reflective practitioner - reflection-in- and -on-action”の概念について注目する。彼の代表的著作(2点)において、彼は専門家が理論と実践をどのように繋いでいるのか、実践を通じて省察をどのように行っているのかについての考察を深めた。ショーンによれば、実践家である専門家は、自らが不確かで前例のないと思われる状況下において、驚き、困惑、混乱を経験しながらも、これまでの経験や、自分自身が選択した行動の中に暗黙のうちに含まれていたそれまでの理解を振り返ることによって、新たに遭遇する現象を新たに理解し、現状変化を生み出す行動を実践している。

●ショーン理論の影響：彼の代表作の議論は、建築デザインのデザインスタジオにおける教育実践現場の分析や、都市計画プランナーの実務における対話プロセス、都市計画学科のカリキュラム改革における議論等が具体事例として扱われ、議論が展開されてきた。このため、建築・都市計画分野の教育・実践活動において、長年にわたり一定の影響力を有してきたと思われる。彼の議論においては、デザインスタジオや実習ベースでの教育方法の重視とともに、当該分野の内容を直接的に教えることの難しさや、教える代わりにコーチングの役割が重視されている。知識のツールキットを与えることが求められているのではなく、特定の場面の文脈にあわせて構造化し統合化するための能力を与えることが必要とみなされているからである。

●RIBAのPEDRやRTPIのAPCにおけるショーン理論の影響：RIBAのPEDRやRTPIのAPCにおいてはreflectiveという概念・言葉が何度もキーワードとして強調されている。建築家や都市計画プランナーの養成において、大学での学習に加えて実務研修が重要視されていることは周知であるが、問題はその実務研修の質を高め、その質を担保する方法として、PEDRやAPCで適用されている手続き・方法論に、実践と省察というショーン理論の影響が見出される。PEDRについては、前述のように、定期的の実務研修内容の具体的内容を記録するとともに、その経験から何を省察し学んだのかについて自ら記述するとともに、アドバイザーによってその内容が確認されておりアドバイザーのコメントが記載されることとなっている。RTPIではAPCの解説書の中で、もっとはっきりと、RTPIによる公認プランナーはショーン定義するreflective practitionerとしての資質を示すことが必要であると明記していた。この観点から、RTPIのAPCのプロセスでは、プランナー資格取得候補者は自覚的に実務研修において学習する内容を客観化することが求められているとともに、APCのプロセスにおいて指導者となるメンターをRTPIメンバーから選定し、メンターから定期的な指導を受ける仕組みとなっている。

●日本の制度への示唆：本調査の結果が日本の制度に与える示唆として以下の観点が指摘できよう。まず、コンピテンシーの内容そのものやCPDについて不断の見直しをしていることの重要性があげられる。次に、個別の知識を実践現場でどのように統合化された形で運用できるかという能力を獲得するための実務研修のあり方について、各自が研修内容をコアコンピテンシーとの関係で省察しながら構造化することを促す文書記録の仕組みとともに、そのプロセスをサポートするコーチングの役割をはたすメンター・アドバイザーを一人一人に対して配置する配慮がなされている点である。最後に、それらの一連のプロセスが自己啓発の継続による専門家倫理を自覚化される機能とともに客観的に第三者から検証可能な形で記録化を行う仕組みともなっていること、等が指摘できる。これらは、現状の日本の実務研修内容の制度設計やCPD制度の本質的意義の再考の観点で多くの示唆を与えているといえよう。